平成２６年（フ）第３０号
岡山県倉敷市玉島柏島276番地１
債務者　宮尾　卓也
１　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
岡山県倉敷市北畝１丁目６番18号
債務者　徳永　正一
１　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
札幌市厚別区大谷地東４丁目３番13―903号
債務者　小林　　満
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３号
札幌市厚別区大谷地東４丁目３番13―903号
債務者　小林　　泉
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００号
札幌市白石区菊水元町１条２丁目２番20―101号
債務者　田中　彩華
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０３号
札幌市東区北48条東19丁目２番１―201号
債務者　根深　純一
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５０号
北海道江別市大麻西町１番地　R31―502号室
債務者　三浦　正憲
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７９号
札幌市豊平区平岸６条14丁目４番17―101号
債務者　杉森　幸子
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９１号
札幌市中央区南４条西１丁目１番地10　札樽ビル411号
債務者　大石エミ子（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０７号
札幌市中央区南７条西12丁目２番５―207号
債務者　佐藤恵美香
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２１号
札幌市東区北48条東17丁目１番10号　リラ48―202号
債務者　菅野　善勝
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３６号
札幌市手稲区前田１条10丁目４番17号　第２コーポタケシン205号
債務者　一戸眞由美
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００号
埼玉県所沢市西所沢１丁目17番11号　プチメゾン西所沢208
債務者　尾島　洋一
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１７１号
大阪府富田林市伏山１丁目17番25号
債務者　阪本　幸代
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７５号
堺市堺区香ヶ丘町５丁２番26号
債務者　久田　恵子
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
大阪府富田林市寺池台１丁目９番207―507号、前住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１―Ａ―904号室
債務者　上田利頭子
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
堺市南区逆瀬川1007番地38
債務者　井原満知子
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係